

神奈川県歯及び口腔^{くう}の健康づくり推進条例
逐条解説

平成23年6月作成

令和6年3月改正

神奈川県

目 次

(項 目)	(頁)
はじめに	1
第1条 目的	3
第2条 定義	5
第3条 基本理念	6
第4条 県民の責務	7
第5条 県の責務	8
第6条 歯科医師等の責務	9
第7条 教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割	10
第8条 県民に対する支援	13
第9条 市町村との連携及び協力	14
第10条 基本的施策	15
第11条 歯及び口腔の健康づくり推進計画	19
第12条 実態調査等	21
第13条 財政上の措置	23
附 則 (施行期日)	24
参考 (関係法令)	25

はじめに

○ 条例制定の背景等

成長期にある幼児・学童期における虫歯などの歯科疾患は、子どもの健全な発育のみならず、成人期以降の歯や口腔の健康にも大きな影響を与えている。

成人の歯周疾患及び口腔機能の低下は、さまざまな全身の病気に関係しており、本県では、加齢とともに歯周疾患が増えている。

また、高齢者の要介護度と歯の本数の関係を見ると、要介護度が高くなるほど歯の本数が少なくなる傾向がある。

こうしたことから、本県では、これまでに一定の効果をあげている 8020 運動をさらに推進するとともに、幼児から高齢者の方まで、生涯にわたって「歯及び口腔の健康づくり」に総合的に取り組むことが重要との認識のもと、平成 23 年 2 月 14 日、議員提案条例として「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例」が提案され、同月 24 日に可決され、同年 3 月 4 日に公布、7 月 1 日から施行された。

○ 条例の適用について

歯科保健対策については、これまで、各法令や国の指針に則って都道府県、保健所、市町村それぞれの役割に応じて事務を担当してきた。

県条例は、原則として神奈川県区域内において属地的に効力を有するものであるが、本県においては、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市の保健所政令市（条例制定（平成 23 年）時）が存在し、既にそれぞれの地域における取組が継続的に進められていることから、この条例に規定しようとする基本的施策のこれらの市域への適用が課題となった。

このことについて、保健所政令市との協議を経たところ、この条例は、県民、県、歯科医師等の責務を定め、県の施策の枠組みを提示するものであり、各法令に規定されている権限や国の指針(P. 32)に基づくこれまでの役割分担を前提とするものであることが確認された。

したがって、条例中県の施策となっている項目のうち、各法令や国の指針により保健所が行うこととされている事務については、今後も引き続き保健所政令市に担ってもらうこととしている。

なお、この条例の施行により新たに行うこととなる実態調査及び計画策定については、市町村の協力を得て、それぞれの歯科保健計画との整合性を図ることとし、条例の周知や歯科保健医療情報の提供については、広域的な観点から県が主体となって行うこととなる。

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりが、生活習慣病の予防その他の全身の健康の保持増進に重要な役割を果たすことに鑑み、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりについて、基本理念を定め、並びに県民、県、歯科医師等の責務並びに教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割を明らかにするとともに、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

【趣 旨】

本条は、次条以下に規定する内容を総括的に示すとともに、この条例の目的が「歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与すること」であることを明らかにするものである。

【解 説】

1 この条例では、「歯及び口腔の健康づくりが全身の健康に重要な役割を果たす」という認識のもと、①基本理念②各主体が果たすべき責務又は役割③基本となる施策を定めている。

また、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、実態調査の実施や計画の策定を県に義務付けるものであるが、直接県民の権利を制限しようとする条例ではない。なお、「歯及び口腔の健康づくり」の定義については、第2条の趣旨及び解説による。

2 各主体が果たすべき責務又は役割については、「県民、県、歯科医師等の責務並びに教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割」と規定し、責務と役割とを使い分けている。

これは、県民にあつては自らの健康管理において、県にあつては行政計画の策定及び施策の実施において、歯科医師等にあつては歯科保健医療の実施において、それぞれが主体的な役割を担うべきことから、特に「責務」として定めたものである。

なお、各主体が果たすべき責務又は役割については、各条項（第4条～第7条）の趣旨及び解説による。

3 「歯及び口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項」に関するものとしては、第10条の基本的施策があり、詳細については同条の趣旨及び解説によ

る。

- 4 「歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り」
とは、第 12 条の実態調査等に規定する調査を実施し、第 11 条の歯及び口腔の健康づくり推進計画に規定する計画を策定することにより、幼児から高齢者の方まで生涯にわたる施策を市町村、教育関係者等、医療保険者及び事業者とも連携、調整を図りながら推進していくことをいうものである。

第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、「**歯及び口腔の健康づくり**」とは、**歯、歯周組織等の健康を保持増進し、口腔機能を維持向上させることをいう。**

【趣 旨】

「歯及び口腔の健康づくり」は、法令用語の一般用法にはないため、その意義を明らかにするため、定義したものである。

【解 説】

- 1 「口腔」とは、口から咽頭に至る部分(広辞苑)であり、本来は歯も包含するが、わかりやすさのためにあえて「歯及び口腔」と確認的に規定している。
- 2 「歯及び歯周組織等」とは、歯、歯肉をはじめとする口の中の組織をいう。
- 3 「健康を保持増進(する)」とは、虫歯、歯肉炎及び歯周炎などの疾患がない状態を継続させることをいう。
- 4 「口腔機能を維持向上させる」とは、口腔内の「感覚」「咀嚼」「嚥下」「唾液分泌」等の口腔機能を維持向上させることにより、食事を楽しみ、全身の健康を維持し、生活の質を確保することをいう。

第3条 基本理念

(基本理念)

第3条 歯及び口腔の健康づくりは、未病の改善(心身の状態をより健康な状態に近づけることをいう。)につながるものとして、県民自らがその意義を自覚して取り組むものであり、その施策は、県民が生涯にわたって歯及び口腔の健康づくりに取り組むことができる環境を整備し、保健、医療、福祉、教育、食育その他の関連施策との有機的な連携を図り、及び関係者の協力を得ることにより、県民の自主的な取組を促進することを旨として、推進されなければならない。

【趣 旨】

歯及び口腔の健康づくりの推進のための基本理念を掲げた規定である。

【解 説】

- 1 心身の状態は、健康と病気の間で連続的に変化しており、健康と病気の2つに明確に区別できるものではなく、健康と病気の間を連続的に変化する状態のことを「未病」という。

人生100歳時代を向かえる中、高齢になっても健康な状態で生活できるようにするためには、未病を改善し、より健康な状態に近づけていくことが大切なため、県では、健康増進法に基づく都道府県健康増進計画である「かながわ健康プラン21(第3次)」(令和6年3月)において、「更なる「健康寿命の延伸」及び「健康格差の縮小」を目指し、全ての世代が未病を自分のこととして考え、かながわ未病改善宣言に基づき「食」「運動」「社会参加」の3つを柱とする未病改善に取り組んでもらえるよう、関係機関、市町村等と連携しながら、個人の特性や状況に応じた健康増進施策の展開や、未病改善を気軽に実践するための環境づくりなどを推進します。」としている。

歯科の分野においても、こうした観点に基づく健康づくりが重要であることから、この条例においては、①県民は、日常生活の中で自ら意識して歯及び口腔の健康づくりに向け取り組むこと、②県は、関係者の協力を得ることによって、県民が生涯にわたって歯及び口腔の健康づくりに取り組むことができる環境を整備するための施策を推進することの二つを基本理念の柱としている。

- 2 また、他の分野において行われている歯科に関連する施策と十分な連携を図り、関係者の協力によって県民の自主的な取組を促すことを理念としており、「その他の関連施策」としては、労働、産業部門に関する施策が考えられる。

第4条 県民の責務

(県民の責務)

第4条 県民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりについての理解を深め、必要に応じて県、市町村等が実施する歯科検診^{けんしん}その他の事業及び施策を活用し、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、歯及び口腔の健康づくりにおける県民の責務を規定したものである。

歯及び口腔の健康づくりが、全身の健康づくりにも関係することは前述のとおりであり、県民は、健康の保持増進のため、その重要性に対する関心と理解を深め、日頃から積極的に行動することが必要である。このため、県民の責務として、その自主性及び自立性を尊重しつつ、自ら進んで歯及び口腔の健康づくりに取り組むよう努力すべきことを規定したものである。

【解 説】

- 1 「基本理念にのっとり」とは、第3条に規定する基本理念を念頭に置き、それを手本、基準とすることをいう。
- 2 「市町村等が実施する歯科検診その他の事業及び施策」とは、市町村が実施する1歳6か月児歯科健康診査、3歳児歯科健康診査、学校歯科健康診断、歯周疾患検診、企業・団体が実施する職場の歯科検診のほか、県が実施する歯科相談事業などを指す。
- 3 「歯及び口腔の健康づくりに積極的に取り組む」とは、例えば、県民が日頃から歯や歯肉等の自己観察(セルフチェック)をすること、正しいみがき方に基づいて歯みがきをすること、定期的にかかりつけ歯科医の検診を受けることなどを指す。

第5条 県の責務

(県の責務)

第5条 県は、基本理念にのっとり、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

【趣 旨】

本条は、歯及び口腔の健康づくりにおける県の責務を定めたものである。

【解 説】

1 「県」とは、知事部局、教育委員会、地方公営企業等を含めた普通地方公共団体としての神奈川県をいうものである。

具体的な施策については、条例を所管する執行機関が中心となって、市町村、関係団体と連携しながら実施する。

2 歯科保健については、対象により母子保健法(P. 25)、学校保健安全法(P. 25)、健康増進法(P. 26)などの各法を根拠として主に市町村が主体となって実施することとされているので、県の役割としては、広域的、調整的、先導的な立場から施策を策定し、総合的かつ計画的に実施することとなる。

「施策を策定し、総合的かつ計画的に実施する」とは、歯及び口腔の健康づくりは、教育、医療、保健、福祉など多方面の分野に関係することから、それぞれの分野について、各法令や国の指針に則り、県の役割に基づいた施策を実施することをいい、具体的には、第10条の基本的施策、第12条の実態調査等、第11条の計画によることとなる。

第6条 歯科医師等の責務

(歯科医師等の責務)

第6条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者(以下「歯科医師等」という。)は、県が実施する歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるとともに、良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導を行うよう努めるものとする。

2 歯科医師等は、歯科検診その他の機会を通じて、虐待その他の歯及び口腔^{くわう}の健康づくりを阻害するおそれのある社会的要因の早期発見に努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、県民の歯及び口腔にかかる保健分野及び医療分野のいずれにおいても、歯科医師等の果たす役割が特に重要であることから、歯科医師等について、県の実施する歯及び口腔の健康づくり施策に協力するとともに、自らの業務において良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導を行うことを努力義務として定めたものである。

また、児童虐待の防止等に関する法律に基づき、歯科医師等は、歯科検診等、虐待その他の歯及び口腔の健康づくりを阻害するおそれのある社会的要因を発見する可能性のある機会が多いことに鑑み、同要因の早期発見を努力義務として定めたものである。

【解 説】

- 1 「その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者」には、歯科医療の補助を行う看護師、准看護師、言語聴覚士や保健指導を行う保健師等の保健医療関係者が該当する。
- 2 「歯科保健指導」とは、歯科に係る健康問題について、予防的に歯科保健医療従事者が専門的な立場で有効な情報を提供することなどを通じて、健康に関する指導又は相談若しくは助言を行うことをいう。
- 3 「歯科検診その他の機会」とは、乳幼児歯科健康診査、学校歯科健康診断、歯周疾患検診、後期高齢者歯科健診等の検(健)診や、歯科診療、歯科保健指導、歯科相談等、歯科医師等が県民の口腔状態を把握する機会のことをいう。
- 4 「虐待その他の歯及び口腔の健康づくりを阻害するおそれのある社会的要因」とは、虐待の他、保護者による適切な健康管理が難しい場合(病気等の理由により、保護者が児童等の歯及び口腔の状態を把握できない等)を想定している。

第7条 教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割

(教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割)

第7条 教育関係者等(食育基本法(平成17年法律第63号)第11条第1項に規定する教育関係者等をいう。)及び医療保険者(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第7項に規定する医療保険者をいう。)は、それぞれの業務において、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 事業者は、その従業員の歯及び口腔^{くわう}の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、歯及び口腔の健康づくりを推進するに当たり、歯科保健指導など歯及び口腔の健康づくりに関わる業務を行う教育関係者、保健医療福祉関係者、医療保険者及び事業者の果たすべき役割について定めたものである。

なお、教育、保健・医療・福祉、医療保険者については、それぞれの業務の相手方がその役割を果たすべき対象となるのに対して、事業者については、従業員が対象となるため、別項に定めたものである。

【解 説】

1 食育基本法第11条第1項(P.29)に規定する「教育関係者等」とは、教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健に関する職務に従事する者及び関係団体をいい、ここには、市町村及びその職員も含まれる。

これらの者は、歯科保健指導を直接の業務とはしていないが、本来の業務を行うに当たって、口腔衛生や食生活を通じた健康の重要性を指導することが可能であり、県民が歯及び口腔の健康づくりに関する関心や理解を深める上で重要な役割を担うことを期待できるため、積極的な関わりを持つよう定めた。

なお、「教育関係者等」の範囲は次のとおりであり、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等、歯科医療又は歯科保健指導を本来の業務とする者については、本条ではなく、第6条(歯科医師等の責務)の規定が適用される。

ア 教育に関する職務に従事する者

主に学校等において、児童生徒の歯及び口腔の健康に関わる指導を行う者をいう。

具体的には、養護教諭、栄養教諭、学級担任などが該当する。

なお、学校歯科医は、歯科保健指導を直接の業務としているため、本条ではなく第6条に規定する「歯科医師等」に該当する。

イ 保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健に関する職務に従事する者

医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、言語聴覚士、管理栄

養士、栄養士、保育士、介護福祉士などをいう。

ウ 関係団体

教育施設、医療施設若しくは社会福祉施設の施設長又は団体（県医師会、県社会福祉協議会、NPO法人等）であって、歯及び口腔の健康づくりに関わる指導又は医療行為を行うものをいう。

- 2 介護保険法第7条第7項に規定する「医療保険者」とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法又は私立学校教職員共済法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。

これらの医療保険各法では、医療保険者に対して「高齢者の医療の確保に関する法律」に定める特定健康診査（第20条）及び特定保健指導（第24条）（P.30）により、健康教育、健康相談、健康診査等被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うことを定めている。

こうした事業の中には、歯科健診等歯及び口腔の健康づくりに係る事業も含まれているものと解されており、その積極的な実施について厚生労働省から指針や通知（P.32）が発出されているところであるが、その実施までが義務付けられているものではない。

このため、この条例では、医療保険者の役割として、国の指針や通知の趣旨に則り、歯科健診、保健指導の機会の確保等歯及び口腔の健康づくりに積極的に取り組むように努めることとしたものである。

- 3 「事業者」とは、労働安全衛生法第2条第1項第3号に定める「事業者」をいう（P.31）。

同法では、事業者は、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、労働者に対して医師による健康診断を行う（第66条第1項）（P.31）とされており、決められた項目について、定期健康診断を受けることとなっている。

また、歯科健診等の実施については、法律上義務付けられていないが、事業場における労働者の健康保持増進のための指針（P.32）が示されており、さらに、歯周疾患の予防等に関する労働者への配慮について、労働基準局長名の通知（P.33）が発出されている。

成人期の歯周疾患の予防については、生活習慣病の予防に結びつくことから、事業者の役割として従業員に対して、歯科検診、保健指導の機会を確保するなど、歯及び口腔の健康づくりの積極的に取り組むことに努めることとした。

- ※1 厚生労働省は、歯周疾患の予防対策としては、事業場を通じて労働者がこれに取り組むことは効果的であることから、適時、歯周疾患に関する健康診断の機会が事業場において提供されることが望ましいとし、また、歯科検診の実施について健康保険組合と必要に応じ相談するよう、事業者に対して啓発指導をしている（平成20年5月30日付け基発第0530003号厚生労働省労働基準局長通知）(P.33)。
- ※2 厚生労働省の指針（「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」4（2））(P.32)では、事業者による健康指導の項目として、「歯と口腔の健康づくりに向けた口腔保健指導」が掲げられている。
- ※3 健康保険組合の保健事業について、健康保険組合事業運営指針（厚生労働省）では、「労働安全衛生法に基づく事業は労働災害防止の観点から行われるものであり、被保険者の全般的な健康の保持増進については、組合が保健事業として積極的に実施すること」とされており、また、健康保険組合が行う健康診査の具体的内容の例示として、歯科検診、口腔検診が掲げられている(P.32)。

第8条 県民に対する支援

(県民に対する支援)

第8条 県は、県民が歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する理解を深め、県民による歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する活動への参加を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、県民が歯及び口腔の健康づくりに積極的に関わることができるよう、そのために必要な支援について、県の努力義務を定めたものである。

県民に対する支援については、第5条の県の責務及び第10条の基本的施策にも含まれるが、この条例の目的を達成する上での県民活動の促進支援の重要性にかんがみ、明確化することとしたものである。

【解 説】

第3条の基本理念や第4条の県民の責務にあるとおり、この条例においては、県民のセルフケアと関係者の連携によって県民の自主的な取組を促進するための環境を整備することを旨として、歯科保健対策を講ずることとしている。

県では、歯及び口腔の健康づくりについて、県民の理解が深まるよう、口腔の健康の保持増進が全身の健康につながることの科学的根拠や虫歯、歯周疾患の予防などに係る正しい情報の提供及び相談を行うことを定めたものである。

第9条 市町村との連携及び協力

(市町村との連携及び協力)

第9条 県は、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策の推進に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、県民の歯及び口腔の健康づくりを推進するに当たり、県内市町村と県との関係について規定したものである。

地域保健分野において、市町村との連携協力や調整を図ることは条例上規定するまでもなく当然に行われるべきものであるが、身近な歯科保健サービスは市町村が担っているため、この条例においても、これまでの役割分担に従って施策を推進すべきことを明らかにしたものである。

【解 説】

県と市町村はこれまで、歯科保健業務について、各法令や国の指針に則り、それぞれの役割に応じた事務を担当している。

地域の住民に身近な行政主体である市町村においては、身近で頻度の高い歯科保健サービスを必要に応じて保健所と協力し、可能な範囲で実施することとされている。

母子保健においては、母子保健法(P.25)に基づく妊婦教室時の口腔清掃法の指導や1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査時等の歯科健診及び虫歯予防の指導などを行っている。

学校保健においては、学校保健安全法(P.25)に基づく、学校歯科健康診断や歯科健康教育が実施されている。

成人については、健康増進法(P.26)に基づく歯周疾患検診及び介護保険法に基づく歯科・口腔機能に係る療養管理や高齢者に対する地域支援事業が実施されている。

また、県では、主に保健福祉事務所において、市町村からの情報提供等により、虫歯のリスクの高い幼児への対応や歯科検診を受けることの難しい者に対する口腔ケアなど市町村の業務を補完する事業や歯科専門職へ研修や普及・啓発事業など広域的事業を実施している。

それぞれの事業実施に際して県が県民の歯及び口腔の健康づくりを推進していくためには、市町村との適切な役割分担が不可欠であることから、県がその施策を策定し、総合的かつ計画的に実施するに当たっては、市町村との連携協力を努めることとしたものである。

第 10 条 基本的施策

(基本的施策)

第 10 条 県は、基本理念に基づいて、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (2) 県民、市町村、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに取り組む団体その他の関係者と連携して歯及び口腔^{くわう}の健康づくりを推進するための体制を整備すること。
- (3) 歯科と医科との適切な連携(歯科及び医科に係る医療機関、教育機関その他の関係者における相互の適切な連携をいう。)による歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する取組を推進し、並びに歯及び口腔^{くわう}の健康づくりが全身の健康の保持増進に果たす役割に関する普及啓発を行うこと。
- (4) はちまるにいまる8020運動(80歳になっても自分の歯を20本以上保つための取組をいう。)、オーラルフレイル対策(心身の機能の低下につながる口腔^{くわう}機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態となることを未然に防ぐための取組をいう。)その他年齢に応じた歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する取組を推進すること。
- (5) フッ化物応用(フッ化物洗口その他のフッ化物を用いる方法により虫歯に対する抵抗性を高めることをいう。)の取組の推進その他の虫歯を予防する対策を実施する市町村その他の関係機関に対し、必要な支援を行うよう努めること。
- (6) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じ、歯科検診及び歯科保健指導を定期的に受けることの勧奨を行うこと。
- (7) 歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障害者、介護を必要とする者、保護者による適切な健康管理がなされていない幼児、児童及び生徒その他の者に係る歯及び口腔^{くわう}の健康づくりを推進すること。
- (8) 歯科保健業務に従事する人材を育成すること。
- (9) 歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関するボランティア活動を支援すること。
- (10) 歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する調査及び研究を推進すること。
- (11) 災害、感染症のまん延その他非常の事態における歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する対策を推進すること。
- (12) その他歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関し必要な施策を推進すること。

【趣 旨】

本条は、歯及び口腔の健康づくりが全身の健康づくりを果たす役割から、県が実施すべきライフステージに応じた取組や生涯を通じた取組を定めたものである。

各法令とともに地域保健法の体系の下での市町村との役割を明らかにした平成9年3月3日付け健政発第138号別添「都道府県及び市町村における歯科保健業

務指針」(以下「指針」という。)(P.34)により、県民自ら歯及び口腔の健康づくりを図るため、県の行う基本的施策を明示し、その推進を規定したものである。

【解 説】

- 1 第4条から第7条までの責務・役割規定では「基本理念にのっとり」とし、基本理念の精神を遵守することとしているが、本条は、県の行う施策の内容を定めているため、「基本理念に基づき」とし、基本理念を根拠とすることを明らかにしている。
- 2 第1号「歯及び口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供を行うこと」とは、指針第一の1(4)及び3(4)のとおり、本庁にあっては、歯科保健関連情報や歯科関連施設情報について、市町村や保健福祉事務所に提供し、県民に普及してもらうほか、ホームページ等により直接県民に普及啓発を実施すること、また、保健福祉事務所にあっては、地域の歯科保健の情報を収集、分析し、関係機関と住民に対して提供することをいう。
- 3 第2号「県民、市町村、歯及び口腔の健康づくりに取り組む団体その他の関係者と連携して歯及び口腔の健康づくりを推進するための体制を整備すること」とは、指針第一の1(1)及び3(2)のとおり、生涯を通じた歯科保健対策推進のためには、県民、市町村、歯科医師会、歯科衛生士会その他関係団体との連携協力が重要であることから、本庁と保健福祉事務所において情報共有のために設置された会議などの場を活用し、市町村その他関係者との連携体制を構築することをいう。
- 4 第3号「歯科と医科との適切な連携(歯科及び医科に係る医療機関、教育機関その他の関係者における相互の適切な連携をいう。)による歯及び口腔の健康づくりに関する取組を推進し、並びに歯及び口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に果たす役割に関する普及啓発を行うこと。」とは、第1条(目的)記載のとおり、歯及び口腔の健康づくりが、生活習慣病の予防その他の全身の健康の保持増進に重要な役割を果たすことに鑑み、歯科と医科が連携した取組を推進するとともに、歯及び口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に果たす役割の重要性を普及啓発していくことをいう。

歯科と医科との適切な連携には、医療機関間の連携が重要なことはもとより、大学等との連携も重要なため、教育機関を関係者の例として挙げている。

- 5 第4号「8020運動(80歳になっても自分の歯を20本以上保つための取組をいう。)、オーラルフレイル対策(心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態となることを未然に防ぐための取組をいう。)その他年齢に応じた歯及び口腔の健康づくりに関する取

組を推進すること」とは、指針の第一の3(1)記載の8020運動や、オーラルフレイル対策等、積極的な歯の健康づくりの普及啓発事業やかながわ健康プラン21の目標達成のための事業を展開しようとするもので、口腔と全身の健康との関連に着目して、ライフステージに応じた取組等を進めるものである。

具体には、乳幼児期や学齢期への虫歯予防対策の実施や、成人期の歯周疾患予防対策、高齢期に対するオーラルフレイル対策の普及、訪問による歯科保健指導等の実施等、すべてのライフステージに対する、生涯を通じた対策に取り組んでいる。

- 6 第5号「フッ化物応用（フッ化物洗口その他のフッ化物を用いる方法により虫歯に対する抵抗性を高めることをいう。）の取組の推進その他の虫歯を予防する対策を実施する市町村その他の関係機関に対し、必要な支援を行うよう努めること」とは、市町村や教育等の関係機関がフッ化物応用をはじめとする歯科検診、歯科保健指導、健康教育などの虫歯予防対策を行う場合に、効率的な手法や予防効果について、情報提供や技術的支援を行うとともに、市町村その他の関係機関から、学校等におけるフッ化物洗口の実施に係る支援の求めがあった場合は、関係機関との調整を行い、技術的、財政的な支援を含めて検討することをいう。
- 7 第6号「乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じ、歯科検診及び歯科保健指導を定期的に受けることの勧奨を行うこと」とは、歯科検診の受診は、歯と口腔の健康づくりの第一歩のため、ライフステージに応じた歯科検診の受診勧奨を行うことをいう。
- 8 第7号「歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障害者、介護を必要とする者、保護者による適切な健康管理がなされていない幼児、児童及び生徒その他の者に係る歯及び口腔の健康づくりを推進すること」とは、健康を保持するためには、定期的な歯科検(健)診などを受ける必要性が高いことを踏まえ、在宅の通所や通院による歯科検(健)診や治療などを受けることが困難な障害者、高齢者や難病の患者など介護を必要とする者、保護者による適切な健康管理がなされていない幼児等については、摂食機能支援や歯科診療などを推進することをいう。
- 9 第8号「歯科保健業務に従事する人材を育成すること」とは、指針第一の2のとおり、都道府県は、歯科専門職等に対する教育研修、ボランティアの育成体制の整備、歯科衛生士養成施設への実習受入の協力などにより、人材を育成・活用に努めることをいい、保健所においては、市町村における地域歯科保健活動が円滑に実施できるよう、歯科専門職員や潜在歯科専門職等を対象に教育研修を実施するものである。

行政で歯科保健業務に従事する歯科医師、歯科衛生士などの人材育成は、規模の小さな市町村では単独では実施困難なことから、目的に応じた研修会及び講演会の開催などにより人材育成に係る施策を実施していくこととしたものである。

10 第9号「歯及び口腔の健康づくりに関するボランティア活動を支援すること」とは、歯及び口腔の健康づくりに関するボランティアを行う者に対し、活動の場や情報の提供、研修の場を設けることや活動状況を広く県民に紹介することなどを通じて、その活動を支援することをいう。

11 第10号「歯及び口腔の健康づくりに関する調査及び研究を推進すること」とは、第12条の規定による「実態調査等」以外の調査を実施するとともに、歯及び口腔の健康づくりの現状の把握並びに、歯及び口腔の健康づくり対策の手法に関する研究を関係団体、大学等と連携を図りながら実施することをいう。

12 第11号「災害、感染症のまん延その他非常の事態における歯及び口腔の健康づくりに関する対策を推進すること」とは、災害、感染症のまん延その他非常の事態においても、県民が歯及び口腔の健康づくりに取り組めるよう、災害等発生時の歯及び口腔の健康づくりに関する対策を推進することをいう。

地震、風水害等の災害のみではなく、新型コロナウイルス感染症等の新興感染症を含めた感染症のまん延にも対応できるよう、「災害、感染症のまん延その他非常の事態」を対象としたものである。

13 第12号「その他歯及び口腔の健康づくりに関し必要な施策を推進すること」とは、今後、新たな課題が生じた場合に第1号から第11号までに掲げる施策以外にも適切な施策を講ずる必要に対応するための規定である。

第 11 条 歯及び口腔の健康づくり推進計画

(歯及び口腔の健康づくり推進計画)

第 11 条 知事は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画(以下「歯及び口腔の健康づくり推進計画」という。)を定めなければならない。

2 歯及び口腔の健康づくり推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 歯及び口腔の健康づくりに関する目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、歯及び口腔の健康づくり推進計画を定めるに当たっては、県民、市町村、歯及び口腔の健康づくりに取り組む団体その他の関係者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、歯及び口腔の健康づくり推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、歯及び口腔の健康づくり推進計画の変更について準用する。

【趣 旨】

本条は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画(以下「歯及び口腔の健康づくり推進計画」という。)を策定し、生涯にわたる県民の歯及び口腔の健康づくりの着実な実現に向けて、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を長期的展望に立ち、総合的かつ計画的に取り組むことを明らかにしたものである。

具体的には、知事に歯及び口腔の健康づくり推進計画の策定を義務付け(第1項)、計画において定める事項(第2項)、計画策定の過程での意見聴取(第3項)、計画の策定時の公表(第4項)、計画変更時の第3項及び第4項の準用(第5項)を定めている。

【解 説】

1 歯及び口腔の健康づくりは、教育、医療、保健、福祉など多方面の分野に関係することから、知事に、歯及び口腔の健康づくり推進計画の策定を義務付けたものである。

なお、この計画の策定は、「歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、(略)定めなければならない」とあることから、県健康増進計画である「かながわ健康プラン 21」及び「神奈川県保健医療計画」との整合を図るものである。

2 第3項の「市町村、歯及び口腔の健康づくりに取り組む団体その他の関係者」とは、市町村ほか歯科医師会、歯科衛生士会その他関係団体や歯科医師等（第6条）、教育関係者等、医療保険者及び事業者（第7条）をいい、こうした関係者から幅広く意見を聞くことで、より実効性のある計画の策定につなげることが可能となる。

なお、本条に特段の規定は置いていないが、計画の策定に当たっては、議会への報告やパブリックコメントによる県民意見聴取などの手続を経るべきことはいうまでもない。

3 第5項は、計画を変更する場合に策定時と同様の手続を踏むことを規定したものである。

第12条 実態調査等

(実態調査等)

第12条 知事は、歯及び口腔^{くう}の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、おおむね5年ごとに、県民の歯科疾患の状況その他の歯及び口腔^{くう}の健康づくりに関する実態を調査し、その結果を公表するものとする。

2 知事は、前項の規定による調査のほか、幼児、児童及び生徒の歯科疾患に関する情報を定期的に収集するよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、県民の歯及び口腔の健康づくりを推進する施策を効果的に実施するためには、あらかじめ県民の歯及び口腔の健康状況について把握し、結果を整理しておく必要があることから、県民の歯科疾患等の実態について必要な調査を行うこととしたものである。

【解 説】

- 1 「歯科疾患の状況」とは、虫歯、歯周疾患等歯科疾患の状態のことである。
- 2 「その他の歯及び口腔の健康づくりに関する実態」とは、例えば、歯ブラシや歯間清掃用具の使用状況、間食の摂取状況など歯及び口腔の健康にかかわる生活習慣や意識等のことを指す。
- 3 「おおむね5年ごと」としたのは、県が策定する計画は5年ごとに見直しを図ることから、この計画改定に合わせて調査を実施する必要があるためである。
- 4 実態調査の調査結果の公表については、神奈川県統計調査条例第8条「結果の公表」等に基づき行うこととなる。
- 5 第2項の「幼児、児童及び生徒の歯科疾患に関する情報を定期的に収集する」とは、歯科疾患の状況について、文部科学省が実施する「学校保健統計調査」の結果を収集することを指す。

(参考)

これまで、歯科に関する実態調査は、歯科保健に係る施策と同様、対象ごとに根拠法令と実施主体が異なっている。

例えば、母子保健法により市町村で1歳6か月児歯科健康診査と3歳児歯科健康診査が実施されており、学校保健安全法により学校で就学児に対する学校歯科健康診断が実施されている。

成人に対しては、健康増進法による任意の節目検診として、40、50、60、70歳の者に歯周疾患検診が市町村で実施されている。しかし、これらの健診ないし検診の結果デー

夕は生涯を通じた歯科保健施策を策定するに十分な集積には至っていない。このほか、国の調査として、歯科疾患実態調査が実施されている。

本条による調査は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県民の歯及び口腔の健康づくりを推進する施策に活用される資料をめざして実施するものである。

第 13 条 財政上の措置

(財政上の措置)

第 13 条 県は、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、県民の歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策は、長期的な展望に立って、継続的に取り組むことが求められることから、これに要する費用の確保について、県において所要の財政上の措置を講ずる努力をすべきことを規定したものである。

【解 説】

「必要な財政上の措置」とは、県民の歯及び口腔の健康づくりを行うための財政的な裏付けを行うということを用いる。その中には、県民の歯及び口腔の健康づくりに係る施策を実施するため、県の組織を整備し、人員を配置し、行事を開催するなど必要な措置を執ることも含まれている。

条例中に本条の規定を置いたことから、ただちに直接的な財政措置を講じなければならないというものではなく、具体的な事業に係る予算措置については、その必要性、妥当性、効率性などを検討し、その時々々の財政状況を踏まえて個別に判断されるべきものであることはいうまでもない。

附 則

附 則

- 1 この条例は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日条例第 37 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 20 日条例第 21 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

【趣 旨】

この条例の施行期日を定めるとともに、5 年ごとにこの条例の施行状況について、検討を加えるために見直し規定を設けたものである。

【解 説】

- 1 この条例は、県民の権利を制限し、義務を課する規制条例ではないが、歯科保健対策の基本となる条例であり、その内容について県民、市町村、関係団体の理解を得る必要があることから、条例の公布(平成 23 年 3 月 4 日)から約 3 か月の周知期間を設けた上で、平成 23 年 7 月 1 日から施行することとした(第 1 項)。
- 2 この条例の内容には、第 12 条の実態調査等の結果や、歯科保健をめぐる社会情勢の変化などを反映する必要があるため、条例の施行状況を踏まえ、定期的な見直しを行うこととした(第 2 項)。

[参考]

○母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)

(知識の普及)

第九条 都道府県及び市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援すること等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない。

(保健指導)

第十条 市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

(健康診査)

第十二条 市町村は、次に掲げる者に対し、内閣府令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 一 満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児
- 二 満三歳を超え満四歳に達しない幼児

2 前項の内閣府令は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第九条第一項に規定する健康診査等指針(第十六条第四項において単に「健康診査等指針」という。)と調和が保たれたものでなければならない。

第十三条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

○学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)

(健康相談)

第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

(保健指導)

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。)に対して必要な助言を行うものとする。

(地域の医療機関等との連携)

第十条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

(就学時の健康診断)

第十一条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならない。

第十二条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第十七条第一項に規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。

(児童生徒等の健康診断)

第十三条 学校においては、毎学年定期的に、児童生徒等(通信による教育を受ける学生を除く。)の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第十四条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

○健康増進法(平成14年法律第103号)

(関係者の協力)

第五条 国、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(市町村による生活習慣相談等の実施)

第十七条 市町村は、住民の健康の増進を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導その他の保健指導を行わせ、並びにこれらに付随する業務を行わせるものとする。

2 市町村は、前項に規定する業務の一部について、健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに対し、その実施を委託することができる。

(市町村による健康増進事業の実施)

第十九条の二 市町村は、第十七条第一項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であって厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。

○健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)

(市町村による健康増進事業の実施)

第四条の二 法第十九条の二の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 歯周疾患検診
- 二 骨粗鬆(しょう)症検診
- 三 肝炎ウイルス検診
- 四 四十歳以上七十四歳以下の者であって高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第二十条の特定健康診査の対象とならない者(特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成二十年厚生労働省告示第三号)に規定する者を除く。次号において「特定健康診査非対象者」という。)及び七十五歳以上の者であって同法第五十一条第一号又は第二号に規定する者に対する健康診査
- 五 特定健康診査非対象者に対する保健指導
- 六 がん検診

○児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

○歯科医師法(昭和 23 年法律第 202 号)

第一条 歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

○歯科衛生士法(昭和 23 年法律第 204 号)

第二条 この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。）の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

一 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によつて除去すること。

二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。

2 歯科衛生士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることができる。

3 歯科衛生士は、前二項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる。

○歯科技工士法(昭和 30 年法律第 168 号)

(用語の定義)

第二条 この法律において、「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師（歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。）がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。

2 この法律において、「歯科技工士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科技工を業とする者をいう。

<3項 略>

○保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)

第二条 この法律において「保健師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。

第五条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第六条 この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを行うことを業とする者をいう。

○言語聴覚士法(平成9年法律第 132 号)

(業務)

第四十二条 言語聴覚士は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、医師又は歯科医師の指示の下に、嚥下訓練、人工内耳の調整その他厚生労働省令で定める行為を行うことを業とすることができる。

<2項 略>

(連携等)

第四十三条 言語聴覚士は、その業務を行うに当たっては、医師、歯科医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

2 言語聴覚士は、その業務を行うに当たって、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者に主治の医師又は歯科医師があるときは、その指導を受けなければならない。

<3項 略>

○介護保険法(平成9年法律第 123 号)

(地域支援事業)

第百十五条の四十五 市町村は、被保険者(当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。第三項第三号及び第百十五条の四十九を除き、以下この章において同じ。)の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業(以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。)を行うものとする。

一 居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者(以下「居宅要支援被保険者等」という。)に対して、次に掲げる事業を行う事業(以下「第一号事業」という。)

イ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業(以下この項において「第一号訪問事業」という。)

ロ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業(以下この項において「第一号通所事業」という。)

ハ 厚生労働省令で定める基準に従って、介護予防サービス事業若しくは地域密着型介護予防サービス事業又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業と一体的に行われる場合に効果があると認められる居宅要支援被保険者等の地域における自立した日常生活の支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業(二において「第一号生活支援事業」という。)

二 居宅要支援被保険者等(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。)の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第一号訪問事業、第一号通所事業又は第一号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業(以下「第一号介護予防支援事業」という。)

二 被保険者（第一号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業を除く。）

<以下略>

○食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 (略)

○健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)

第百五十条 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査（次項において単に「特定健康診査」という。）及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（以下この項及び第百五十四条の二において「特定健康診査等」という。）を行うものとするほか、特定健康診査等以外の事業であって、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者及びその被扶養者（以下この条において「被保険者等」という。）の自助努力についての支援その他の被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

<2～9項 略>

○船員保険法(昭和14年法律第73号)

第百十一条 協会は、高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査（次項において単に「特定健康診査」という。）及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）を行うものとするほか、特定健康診査等以外の事業であって、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者、被保険者であった者及びこれらの被扶養者（以下この条並びに第百五十三条の十第一項第二号及び第三号において「被保険者等」という。）の自助努力についての支援その他の被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

○国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)

第八十二条 市町村及び組合は、特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

<2～14項 略>

○国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(福祉事業)

第九十八条 組合又は連合会の行う福祉事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 組合員及びその被扶養者(以下この条において「組合員等」という。)の健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援その他の組合員等の健康の保持増進のために必要な事業(次号に掲げるものを除く。)
- 一之二 高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導(第九十九条の二において「特定健康診査等」という。)

<二~八 略、2~6項 略>

○地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(福祉事業)

第一百十二条 組合(市町村連合会を含む。以下この条において同じ。)は、組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 組合員及びその被扶養者(以下この条において「組合員等」という。)の健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援その他の組合員等の健康の保持増進のために必要な事業(次条に規定するものを除く。)

<一之二~六 略、2~8項 略>

第一百十二条の二 組合は、特定健康診査及び高齢者の医療の確保に関する法律第二十四条の規定による特定保健指導(次項及び第一百三十二条の二において「特定健康診査等」という。)を行うものとする。

<2 略>

○私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(福祉事業)

第二十六条 事業団は、加入者の福祉を増進するため、次に掲げる福利及び厚生に関する事業を行う。

- 一 高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査(第三項において単に「特定健康診査」という。)及び同法第二十四条の規定による特定保健指導(以下この号及び第三十五条第三項において「特定健康診査等」という。)並びに特定健康診査等以外の事業であつて加入者及びその被扶養者(以下この条において「加入者等」という。)の健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る加入者等の自助努力についての支援その他の加入者等の健康の保持増進のために必要な事業

<二~七 略、2~7項 略>

○高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

(特定健康診査等基本指針)

第十八条 厚生労働大臣は、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（以下「特定健康診査等基本指針」という。）を定めるものとする。

<2～5項 略>

(特定健康診査)

第二十条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、四十歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。ただし、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたとき、又は第二十六条第二項の規定により特定健康診査に関する記録の送付を受けたときは、この限りでない。

(特定保健指導)

第二十四条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、特定保健指導を行うものとする。

○労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一、二 (略)

三 事業者 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

<三の二以下略>

(事業者等の責務)

第三条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

<2～3項 略>

(健康診断)

第六十六条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断（第六十六条の十第一項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行わなければならない。

<2～5項 略>

○厚生労働省指針

事業場における労働者の健康保持増進のための指針（抜粋）

改正 令和3年2月8日

厚生労働省 健康保持増進のための指針公示第8号

4（2）健康保持増進措置の内容

事業者は、次に掲げる健康教育の具体的項目を実施する。

（ロ）健康指導の実施

労働者の健康状態の把握を踏まえ実施される労働者に対する健康指導については、以下の項目を含むもの又は関係するものとする。また、事業者は、希望する労働者に対して個別に健康相談等を行うように努めることが必要である。

- ・ 歯と口腔の健康づくりに向けた口腔保健指導

健康保険組合事業運営指針（抜粋）

改正 令和3年12月22日

保発1222第4号

第3 保健事業及び福祉事業

1 保健事業

（2）保健事業の種類

① 健康教育に関するもの

ウ 保健衛生に関する指導

環境衛生、口腔衛生、精神衛生、母子衛生、栄養指導、エイズ予防等についての保健師による指導や機関誌、講習会等による啓発

③ 健康診査に関するもの

ア 健康診査

（才）歯科検診、口腔検診

（3）保健事業の実施上の留意点

① 労働安全衛生法に基づく事業との関係

労働安全衛生法に基づく事業は労働災害防止の観点から行われるものであり、被保険者の全般的な健康の保持増進については、組合が保健事業として積極的に実施すること。

○厚生労働省通知

基発第 0530003 号

平成 20 年 5 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

歯周疾患の予防等に関する労働者への配慮について

事業場における歯周疾患に係る健康診断については、平成 8 年 9 月 13 日付け基発第 566 号「労働安全衛生法の一部を改正する法律、労働安全衛生法施行令及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」（以下「566 号通達」という。）において、高齢化に伴う労働者の健康確保対策の重要な課題である歯周疾患の予防対策としては、事業場を通じて、労働者がこれに取り組むことが効果的であることから、適時、歯周疾患に関する健康診断の機会が事業場において提供されることが望ましい旨の啓発指導に努めるよう指示したところである。

今般、老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）が高齢者の医療の確保に関する法律に全面改正され、従来の老人保健事業のうち、高齢者の医療の確保に関する法律に定められたもの以外については、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく健康増進事業として、引き続き市町村が実施することとされたこと及び国会において歯周疾患の予防対策等に係る議論があったことから、これらを踏まえ、関係部局との協議の結果、下記の対策を推進することとしたので、その円滑な実施を図られたい。

なお、従来の老人保健事業のうち歯周疾患検診については、健康増進法第 19 条の 2 に基づく事業として位置づけられ、別添のとおり、「健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 に基づく健康増進事業について」（平成 20 年 3 月 31 日付け健発第 0331026 号）により、その目的、実施方法等が厚生労働省健康局長から都道府県知事等に通知されているので、御承知おきたい。

記

- 1 566 号通達に基づき、歯周疾患の予防対策としては、事業場を通じて、労働者がこれに取り組むことが効果的であることから、適時、歯周疾患に関する健康診断の機会が事業場において提供されることが望ましい旨の啓発指導に引き続き努めること。
- 2 健康増進法において、市町村は 40、50、60 及び 70 歳の住民を対象として歯周疾患検診を実施するよう努めることとされており、労働者も居住地を有する市町村において歯周疾患検診が実施されている場合、これを受診できることから、事業者に対し、この旨の周知及び受診の際の配慮を行うよう啓発指導に努めること。
なお、地域・職域連携推進協議会を労働衛生行政推進の立場から積極的に活用し、労働者も住民として健康増進法に基づく健康増進事業の対象となることを踏まえ、都道府県等と連携の上、労働者に対する効果的な周知方法や受診の促進方法等を地域の実情を踏まえて協議するよう努めること。
- 3 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）による健康保険組合事業運営指針において、「労働安全衛生法に基づく事業は労働災害防止の観点から行われるものであり、被保険者の全般的な健康の保持増進については、組合が保健事業として積極的に実施すること」とされており、また、健康保険組合が行う健康診査の具体的内容の例示として、歯科検診、口腔検診が掲げられていることから、事業者に対して、この旨周知し、歯科検診の実施について健康保険組合と必要に応じ相談するよう啓発指導に努めること。

○厚生労働省指針

都道府県及び市町村における歯科保健業務指針について（抜粋）

（平成九年三月三日）

（健政発第一三八号）

（各都道府県知事・各政令市長・各特別区区长あて厚生省健康政策局長通知）

第一 都道府県等における歯科保健業務について

1 地域歯科保健体制の整備について

(1) 企画・調整・計画の策定

都道府県は、住民の生涯を通じた歯科保健対策推進のため、健康づくり推進協議会等を活用し、市町村、関係団体、医療・福祉関係機関等と連携して地域歯科保健に関する計画の策定、施策の具体化を行うこと。また医療法に基づく地域保健医療計画の作成に際しては、二次医療圏毎に歯科保健対策が計画的に推進されるよう配慮し、管轄の保健所は当該計画に沿った歯科保健事業の推進に当たって、必要な調整を行うこと。

また、企画した事業を円滑かつ適切に推進するためには、事業の成果について評価を行うとともに市町村に対する助言指導に努め、また歯科衛生士の積極的な配置を市町村に働きかける等、円滑かつ効率的な業務実施体制による事業の展開に努めること。

(2) 歯科専門職の確保

都道府県は、歯科保健事業が円滑かつ適切に実施できるように、市町村、関係団体、医療・福祉関係機関等との調整、地域歯科保健の計画・施策への参画、当該事業の企画・調整を行う歯科専門職種の確保等に努めること。

(3) 調査・研究（略）

(4) 情報の収集・提供

都道府県は、歯科保健関連情報及び歯科関連施設情報等を広域的に収集・精査するための体制を整備し、その情報を市町村等に提供するとともに、保健所で行う歯科保健業務の推進に活用し、さらに、地域性や住民ニーズに即した歯の健康づくり情報誌等の作成・提供に努め、歯科保健の普及・啓発を図ること。

2 人材の育成・活用について

(1) 歯科専門職等に対する教育研修

都道府県は、3の(6)の3)の教育研修のほか、歯科専門職員及び歯科保健事業に従事する他職種の教育研修を行うことにより、それらの者の最新の歯科保健等に関する知識の習得及び歯科保健対策技術の向上を図るとともに、健康づくりに関連する分野の研修等についても充実するよう努めること。

(2) 食生活改善推進員等ボランティアの育成、支援

都道府県は、歯科保健関連の事業のより一層の効果的な実施を図るため、住民参加型の地域ボランティアの活動が積極的に展開されるよう、関連機関と連携して食生活改善推進員等のボランティア育成等を行うことのできる体制整備に努めること。

(3) 歯科衛生士養成への協力

都道府県は、保健所等において歯科衛生士養成施設の学生実習に対する協力をを行い、良質な地域歯科保健を担うことのできる資質の高い歯科衛生士の養成に努めること。

3 保健所における歯科保健業務について

(1) 専門的かつ技術的な業務の推進

1) 保健所は、難病、障害者等に対する訪問を含めた歯科検診・保健指導等専門的な歯科保健対策の実施等に努めるとともに、市町村が実施主体となる母子歯科保健事業、老人歯科保健事業、乳幼児を中心とする歯の予防処置事業、ハ〇ニ〇（ハチマル・ニイマル）運動等の積極的な歯の健康づくりの普及啓発事業に対して、市町村の求めに応じて、専門的な立場から技術的助言等の援助に努めること。

2) 保健所は、事業所、学校等で行われる歯科保健事業が円滑に実施されるよう、事業の実施状況を踏まえ、求めに応じて助言、指導等に努めること。

(2) 連携、調整

保健所は、地域において歯科保健事業が総合的・効果的に推進されるよう、管下市町村とともに、関係団体、医療機関、福祉施設、ボランティア組織等との連携を密にし調整を図るとともに市町村相互間の連絡調整等の促進に努めること。

(3) 調査・研究等の推進(略)

(4) 情報の収集・提供

1) 保健所は、所管区域に係る保健、医療、福祉に関する歯科情報の幅広い収集、管理及び分析を行うとともに、関係機関及び地域住民に対して、これらの適切な情報提供に努めること。

2) 市町村保健センター（口腔保健室）や地域の関係団体等と協力しつつ、住民からの相談等に総合的に対応できる情報ネットワークの構築に努めること。

神奈川県歯及び口腔^{くう}の健康づくり推進条例

平成23年3月4日条例第1号

改正 平成30年3月30日条例第37号

改正 令和5年3月20日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、歯及び口腔^{くう}の健康づくりが、生活習慣病の予防その他の全身の健康の保持増進に重要な役割を果たすことに鑑み、歯及び口腔^{くう}の健康づくりについて、基本理念を定め、並びに県民、県、歯科医師等の責務並びに教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割を明らかにするとともに、歯及び口腔^{くう}の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔^{くう}の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「歯及び口腔^{くう}の健康づくり」とは、歯、歯周組織等の健康を保持増進し、口腔^{くう}機能を維持向上させることをいう。

(基本理念)

第3条 歯及び口腔^{くう}の健康づくりは、未病の改善（心身の状態をより健康な状態に近づけることをいう。）につながるものとして、県民自らがその意義を自覚して取り組むものであり、その施策は、県民が生涯にわたって歯及び口腔^{くう}の健康づくりに取り組むことができる環境を整備し、保健、医療、福祉、教育、食育その他の関連施策との有機的な連携を図り、及び関係者の協力を得ることにより、県民の自主的な取組を促進することを旨として、推進されなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯及び口腔^{くう}の健康づくりについての理解を深め、必要に応じて県、市町村等が実施する歯科検診その他の事業及び施策を活用し、歯及び口腔^{くう}の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(県の責務)

第5条 県は、基本理念にのっとり、歯及び口腔^{くう}の健康づくりに関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

- 第6条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者（以下「歯科医師等」という。）は、県が実施する歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるとともに、良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導を行うよう努めるものとする。
- 2 歯科医師等は、歯科検診その他の機会を通じて、虐待その他の歯及び口腔^{くわう}の健康づくりを阻害するおそれのある社会的要因の早期発見に努めるものとする。

（教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割）

- 第7条 教育関係者等（食育基本法（平成17年法律第63号）第11条第1項に規定する教育関係者等をいう。）及び医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。）は、それぞれの業務において、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。
- 2 事業者は、その従業員の歯及び口腔^{くわう}の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（県民に対する支援）

- 第8条 県は、県民が歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する理解を深め、県民による歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する活動への参加を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（市町村との連携及び協力）

- 第9条 県は、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策の推進に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

（基本的施策）

- 第10条 県は、基本理念に基づいて、次に掲げる施策を実施する。
- (1) 歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する情報の収集及び提供を行うこと。
 - (2) 県民、市町村、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに取り組む団体その他の関係者と連携して歯及び口腔^{くわう}の健康づくりを推進するための体制を整備すること。
 - (3) 歯科と医科との適切な連携（歯科及び医科に係る医療機関、教育機関その他の関係者における相互の適切な連携をいう。）による歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する取組を推進し、並びに歯及び口腔^{くわう}の健康づくりが全身の健康の保持増進に果たす役割に関する普及啓発を行うこと。
 - (4) はちまるにいまる8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つための取組をいう。）、オーラルフレイル対策（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態となることを未然に防ぐための取組をいう。）その他年齢に応じた歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する取組を推進すること。

- (5) フッ化物応用(フッ化物洗口その他のフッ化物を用いる方法により虫歯に対する抵抗性を高めることをいう。)の取組の推進その他の虫歯を予防する対策を実施する市町村その他の関係機関に対し、必要な支援を行うよう努めること。
- (6) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じ、歯科検診及び歯科保健指導を定期的に行うことの勧奨を行うこと。
- (7) 歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障害者、介護を必要とする者、保護者による適切な健康管理がなされていない幼児、児童及び生徒その他の者に係る歯及び口腔の健康づくりを推進すること。
- (8) 歯科保健業務に従事する人材を育成すること。
- (9) 歯及び口腔の健康づくりに関するボランティア活動を支援すること。
- (10) 歯及び口腔の健康づくりに関する調査及び研究を推進すること。
- (11) 災害、感染症のまん延その他非常の事態における歯及び口腔の健康づくりに関する対策を推進すること。
- (12) その他歯及び口腔の健康づくりに関し必要な施策を推進すること。

(歯及び口腔の健康づくり推進計画)

第 11 条 知事は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画（以下「歯及び口腔の健康づくり推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 歯及び口腔の健康づくり推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 歯及び口腔の健康づくりに関する目標及び施策の方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、歯及び口腔の健康づくり推進計画を定めるに当たっては、県民、市町村、歯及び口腔の健康づくりに取り組む団体その他の関係者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、歯及び口腔の健康づくり推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、歯及び口腔の健康づくり推進計画の変更について準用する。

(実態調査等)

- 第 12 条 知事は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、おおむね5年ごとに、県民の歯科疾患の状況その他の歯及び口腔の健康づくりに関する実態を調査し、その結果を公表するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による調査のほか、幼児、児童及び生徒の歯科疾患に関する情報を定期的に収集するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 13 条 県は、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日条例第 37 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 20 日条例第 21 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。